

高知県剣道連盟称号段位審査要領

平成24年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、高知県剣道連盟(以下「剣連」という。)が開催する剣道の段位審査及び称号・六段以上の段位受審における必要な事項を定めるものとする。

2 居合道及び杖道の審査要領は、別に定める。

(審査員)

第2 審査会は、別に定める教士七段以上の資格を有する審査員をもって構成する。

(審査方法)

第3 審査方法は、財団法人全日本剣道連盟の剣道称号・段位審査規則及び剣道称号・段位細則による。

(会場の運営)

第4 審査会に、運営のための会場長を置く。

(開催期日)

第5 審査会の開催期日は、原則として1月、5月、8月、10月とする。

(出張審査)

第6 遠隔地又は特別な事情がある場合は、出張審査を行う。ただし、四段及び五段の審査は、高知市の一会場とする。

(受審者)

第7 受審者は、剣連の会員(団体及び個人会員)及び生徒(中学生及び高校生)とする。なお、会員は、剣連年会費を納入しなければ受審できない。

(受審資格)

第8 初段の受審資格は、一級受有者で審査当日に満13歳に達した者とし、五段の受審資格は、剣連が開催する講習会の受講者(2年間有効)とする。

(受審申込)

第9 受審は、団体会員にあっては所属する加盟団体から、個人会員にあっては直接、生徒にあっては学校から、別添1の剣連審査申込書により、別添2に定める審査料を添えて申し込むこととする。

(特例措置)

第10 五段の受審者で社会体育指導者資格初級の認定を受けた者は、当該認定をもって五段審査の学科合格に替えるものとする。

(再受審)

第11 学科又は形をもって不合格の者は、受審日から一年以内に一度のみ、再受審することができる。再受審料は、次のとおりとする。

初段から三段 1,000円

四段及び五段 1,500円

(称号・六段以上の受審資格等)

第12 称号・六段以上の段位審査の受審資格は、剣連の会員で高知県剣道連盟が開催する講習会の受講者(2年間有効)とする。

2 受審は、別添1の剣連審査申込書により、別添2に定める審査料を添えて申し込むこととする。

別添 1

高知県剣道連盟審査申込書

平成 年 月 日											審査会場地		
受験段位	級	初	二	三	四	五	六	七	八	錬	教	再	形学
フリガナ						男	女	最終学歴					
氏名						昭・平	年	月	日生(歳)				
住所 くわしく	〒	市郡							電話	-	-		
勤務先 学校名	小・中・高・大学名							電話	-	-	(年回生)		
現段取得	段級	昭・平	年	月	日	取得場所		県 市					
五段以上受審	講習会受講	平成	年	月	社会体育指導者資格初級	有 無							
全剣連整理番号									審査料				
高知県剣道連盟会長 殿 (郵便振込番号 1600-7-47601)									会費				
連盟会長									級登録				
									合計				

この申込書に記述された個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、住所、電話番号等)は(財)全日本剣道連盟および加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する各種事業運営のために利用します。なお、登録県名、氏名等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがあります。ファックスでは受け付けません。必ず郵送又は持参してください。

別添 2

区分	審査手数料			合格後の納入金
	審査料	会費・手数料	合計	登録料
一級	2,000		2,000	4,000
初段 (生徒)	2,000	6,000 1,000	8,000 3,000	7,000
二段 (生徒)	3,000	6,000 1,000	9,000 4,000	9,000
三段 (生徒)	4,000	6,000 1,000	10,000 5,000	12,000
四段	5,000	6,000	11,000	15,000
五段	6,000	8,000	14,000	20,000
六段	11,000	8,000	19,000	38,000
七段	14,000	8,000	22,000	58,000
八段	16,000	8,000	24,000	78,000
錬士	21,000	8,000	29,000	51,000
教士	21,000	8,000	29,000	76,000
範士				106,000